

広報紙アンケートプレゼント企画実施要領

■目的

アンケートを行い、市民の声を生かした広報紙づくりに取り組むとともに、富岡市内の優良な物品を紹介することで産業振興と販売促進を図ることを目的とする。

■プレゼント企画の流れ

- ①プレゼント提供申込書（様式第1号）により、申し込み（事業者）※1
- ↓
- ②掲載の決定※2及び掲載決定通知書（様式第2号）の送付（富岡市）
- ↓
- ③掲載に必要な原稿及び写真等のデータを送付（事業者）
- ↓
- ④アンケート、プレゼント及び事業者情報を掲載※3（富岡市）
- ↓
- ⑤当選者にプレゼント引換券※4を送付（富岡市）
- ↓
- ⑥当選者が店頭で引換券とプレゼントを交換（事業者）

※1 プレゼント提供希望者は、本要領を熟覧の上これを遵守し、広報とみおかプレゼント提供申込書（様式第1号）に、事業所又は申請者が居住する自治体が発行する市税等の完納証明書（市税に滞納が無いことを証明する書類）を添えて市長に提出するものとする。ただし、申請者が市民の場合は、市税等納付状況調査への同意をもって、市が完納証明書の交付申請を行い、滞納の有無を確認することとする。

※2 基準を満たして提出されたプレゼント提供希望の中から、市民の福祉の増進への寄与度、産業の振興への寄与度、バリエーション、相当価格、編集上の利点等を総合的に判断して掲載を決定する。

※3 プレゼント企画の具体的な掲載の位置、大きさ及び表現は、市が指定する。また、市は、事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。

※4 プレゼントがチケット又はこれに類するものである場合は、市は、掲載事業者から納品された当該プレゼントを発送することができる。

■対象事業者

- 1 富岡市内でプレゼントを交換できる事業所を有する者。

■プレゼントの規格

- 1 プレゼントは、原則として定価で総額5,000円相当以上のものとする。

- 2 プレゼントは、原則として2人以上に提供するものとし、1人当たり定価で総額500円相当以上のものとする。
- 3 プレゼントは、原則として富岡市内の店頭において無償で引換えができるものとする。
- 4 プレゼントの引換期限は、原則として掲載号の発行日から起算して2カ月以後に設けるものとする。

■その他留意事項

- 1 市は、掲載が適切でないと認めるときは、掲載事業者の掲載を取り消すものとする。
- 2 掲載事業者は、掲載号の広報とみおかのプレゼント企画記事を印刷して広告等に使用することができるものとする。ただし、広報とみおかの改変等を行うことはできない。
- 3 市は、掲載事業者がプレゼントの提供を履行せず、市、当選者又は第三者に不利益が生じた場合は、掲載事業者に損害賠償を請求することができる。
- 4 プレゼントの内容に関し生じた責任は掲載事業者が負う。
- 5 掲載事業者は、プレゼントを提供する際に、当選者に対して次に掲げる行為を禁止する。
 - (1) プレゼントの引き換え以外に、割引等のサービスを提供すること。
 - (2) プレゼントの引き換えを条件に、自社商品の購入や個人情報の提供等を強要すること。
- 6 掲載事業者は、市税等を完納していなければならない。
- 7 この要領に定めのない事項は、広報主管課において定めるものとする。